

平成30年度より

賠償責任保険の補償が拡大しました

建物と同時にその建物施設から借いた物が、新たに補償の対象となりました。

たとえば

公民館に備え付けのマイクを借用・使用中に、壊してしまった。
体育館のバレーボールネットを借用・使用中に、壊してしまった。

さらに

**外部からの借り物が補償の対象となりました。
その借り物は使用中だけでなく、搬送時も補償の対象となります。**

但し、借いた自動車は対象外です。

たとえば

運動会時に借りたテントを、壊してしまった。
祭り開催時に借りた山車を、壊してしまった。
廃品回収時に借りたリヤカーを、壊してしまった。

「外部からの借り物の補償」の支払限度は、全子連全体で年間累積 1,000 万円が限度。
(対物 1 事故につき免責 3,000 円)

請求時の手続きはいままでと変更はありません。